

<事業主の皆様へ>

平成29年1月1日施行「改正育児・介護休業法・男女雇用機会均等法」に対応するための

就業規則(育児・介護休業規定)の変更はお済みですか？

毎週火曜日・金曜日の個別相談会をご利用ください！

育児・介護休業規定の改定案をチェックしてほしい

マタニティハラスメント防止措置の具体的な取り組み方法は？

育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めることを目的として、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から施行されます。法改正に伴い、企業では就業規則（育児・介護休業規定）等の変更や、いわゆるマタニティハラスメント等の防止措置を新たに講じることが必要となります。[*改正法の詳細はこちら](#)

京都労働局では、法改正への対応に関する相談に応じるため、以下のとおり個別相談会を行います。ぜひご利用ください。育児・介護休業規定例やマタハラ防止措置モデルも準備しています。

改正育児・介護休業法・男女雇用機会均等法個別相談会

<日時>

平成28年12月の毎週火曜日と金曜日 10時～17時
(12月29日～1月3日は閉庁)

※予約は不要ですが、混み合う場合はお待ちいただくことがあります。

※火・金曜日以外をご希望の場合は電話で日程調整をお願いします。

<場所>

京都労働局雇用環境・均等室（京都労働局1階受付へお越しください）

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

(市営地下鉄烏丸御池駅2番出口から徒歩2分)

※改正法の内容など、一般的なお問い合わせには常時対応しています。

「仕事と介護の両立支援」シンボルマークトモニ

お問い合わせ先 京都労働局雇用環境・均等室

TEL 075-241-0504

